⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑵の②に同じ。

⑿　一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も上記４の⑶により申請書及び資料等を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時において当該資格の確認を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒀　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

①　競争参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

②　競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、書面（様式は自由）を持参することにより行うものとする。

③　書面の提出先　上記４の⑴に同じ。

④　支出負担行為担当官は、①の説明を求められたときは、原則として①の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

⒁　電子入札について

①　電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式（郵送含む）への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式（郵送含む）に変更するものとする。

②　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式（郵送含む）に変更する場合がある。

③　電子入札システムに係わる運用については、「農林水産省電子入札システム運用基準（案）」（電子入札センターホームページ http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html）によるものとする。

⒂　入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

⒃　施工体制確認のためヒアリングを実施するとともに、その際に追加資料の提出を求めることがある。

⒄　特別重点調査　本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申し込みにかかる価格の積算内訳が入札説明書に示す金額に満たない者に対して行う。その際に、入札参加者にヒアリングを行い、入札参加者により契約内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

⒅　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について　開札の結果、予決令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年４月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

監督体制の強化等

①　施工体制の点検　施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認の追加資料との整合を確認する場合がある。

②　下請け契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。

③　請負者側技術者の増員について　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、請負者は中国四国農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去２年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ア　工事成績70点未満の評定を通知された者

イ　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者

エ　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

⒆　低入札価格調査対象工事について試行する対策

①　低入札価格調査対象工事（以下、「対象工事」という。）について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」で示す、次のア～ウの段階において、監督職員が文書により請負業者に改善を指示した場合、その回数に応じ②及び③に示す対策を講ずることとする。

ア　施工確認段階

イ　施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）

ウ　下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）

なお、上記ウについては、全ての下請け契約の支払いが完了するまでの間、調査を継続して実施する。

②　上記①に示す文書指示を受けた場合、指示を行った日から１年間にわたり、中国四国農政局管内で発注する別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を次のとおり減点する。

ア　総合評価落札方式の場合　１年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50％マイナスする。

イ　公募型指名競争入札等の場合　１年間にわたり、当該企業の工事成績に係る評定（最大３点）を３点マイナスする。

③　上記①に示す文書指示の回数が２回に達した場合、本工事の完成検査に合格し完了するまでの間、中国四国農政局管内で発注する他の新規工事に係る入札参加を制限する。

ただし、対象工事が２箇年以上にまたがる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合には、その時点で、同様の措置を改めて講ずる。

④　本工事の工事成績評定点が65点未満の場合、評定通知日から１年間、上記②と同様の措置を講ずる。

⑤　低入札価格調査の対象工事となった場合、調査に要した日数は契約工期から減ずるものとし、契約締結時に契約工期を変更する。ただし、調査の対象とならなかった者が落札決定した場合は、契約締結の前に契約工期等について協議できるものとする。

⒇　申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(21)　支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはできないものとする。

(22)　提出された申請書及び資料は、返却しない。

(23)　出来高部分払について　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

(24)　詳細は入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tatsurou Katsuyama, Director General of Chugoku-Shikoku Regional Agricultural Administration Office

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction works of the Bandou・hagiwara subsection in the hokubu main pipe by Yoshinogawa-karyuuiki, agricultural land disaster prevention project

(4)　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 P.M., 13 October, 2009

(5)　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M., 2 December, 2009, in case of submission by documents : 1 : 30 P.M., 3 December, 2009, in case of submission by mail : 4 : 00 P.M., 2 December, 2009